

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

【 目 次 】

資料1：3つのポリシー関連図

資料2：履修モデル

資料3：研究指導スケジュール

資料4：学習院大学研究倫理指針

資料5：学習院大学における人を対象とする研究の倫理審査規程

資料6：学習院大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理審査及び実施に関する規程

資料7：基礎となる学部との関係

資料8：学習院教職員停年規程

資料9：キャンパス概要、運動施設概要（校地・校舎、運動施設、教室等の面積）

資料10：教室稼働率

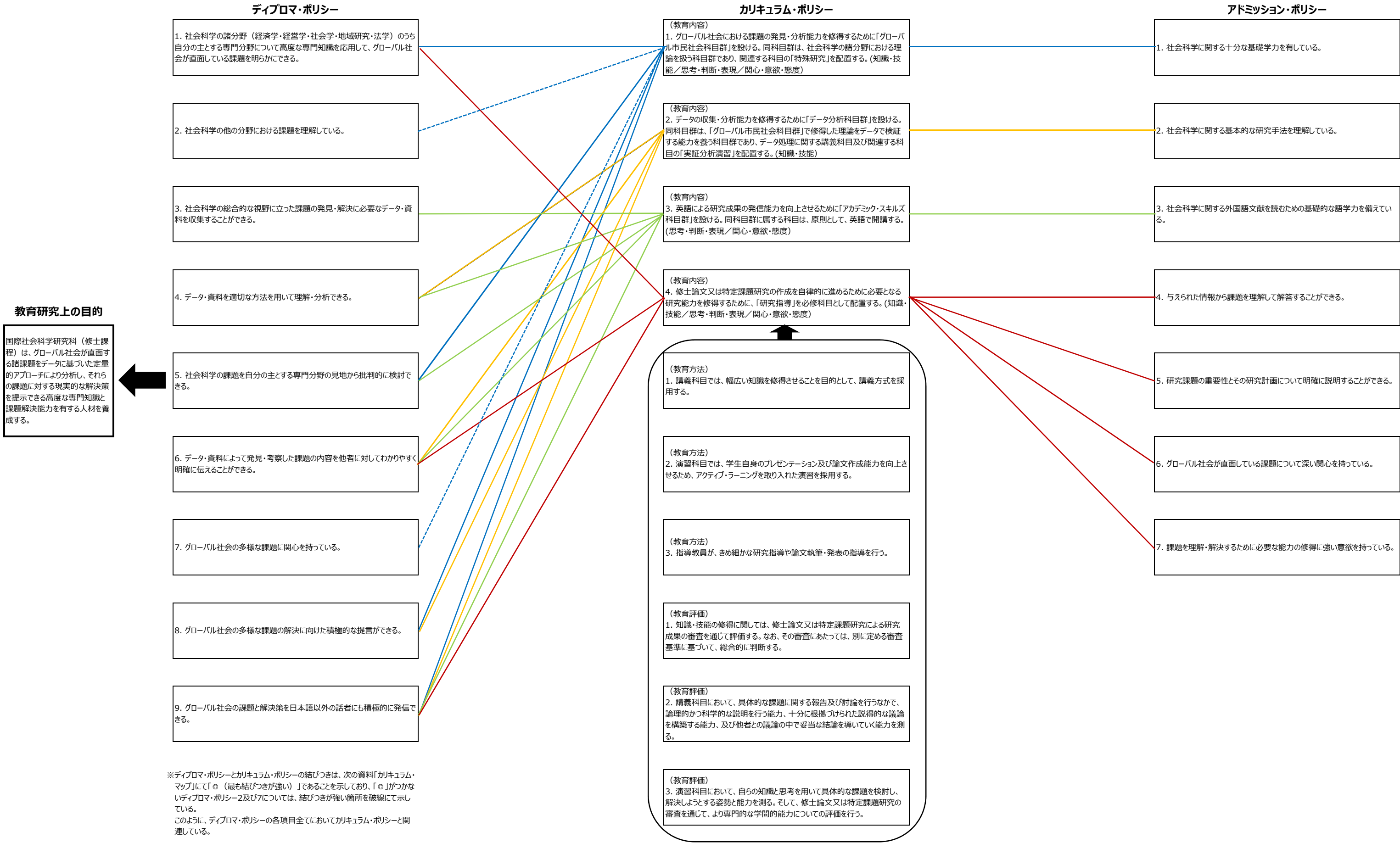
資料11：専任教員研究室

資料12：院生研究室

資料13：学術雑誌とデータベース

資料14：公開情報

資料1 3つのポリシー相関図



◆国際社会科学研究所(修士課程) カリキュラムマップ

教育研究上の目的

国際社会科学研究所(修士課程)は、グローバル社会が直面する諸課題をデータに基づいた定量的アプローチにより分析し、それらの課題に対する現実的な解決策を提示できる高度な専門知識と課題解決能力を有する人材を養成する。

ディプロマ・ポリシー

(知識・技能)

- 1 社会科学の諸分野(経済学・経営学・社会学・地域研究・法学)のうち自分の主とする専門分野について高度な専門知識を応用して、グローバル社会が直面している課題を明らかにできる。
- 2 社会科学の他の分野における課題を理解している。
- 3 社会科学の総合的な視野に立った課題の発見・解決に必要なデータ・資料を収集することができる。
- 4 データ・資料を適切な方法を用いて理解・分析できる。

(思考・判断・表現)

- 5 社会科学の課題を自分の主とする専門分野の見地から批判的に検討できる。
- 6 データ・資料によって発見・考察した課題の内容を他者に対してわかりやすく明確に伝えることができる。

(関心・意欲・態度)

- 7 グローバル社会の多様な課題に関心を持っている。
- 8 グローバル社会の多様な課題の解決に向けた積極的な提言ができる。
- 9 グローバル社会の課題と解決策を日本語以外の話者にも積極的に発信できる。

使用言語について:
「科目名」が英語表記の科目は、英語により授業を行う。

分野系列	科目名	単位	知識・技能				思考・判断・表現		関心・意欲・態度		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
[研究指導科目群] 必修	研究指導	2	◎	○	○	○	○	◎	○	○	◎
[グローバル市民社会科目群] 選択必修	Special Studies in International Economic Policy	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	Special Studies in International Economics	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	Special Studies in Economic Development	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	Special Studies in International Marketing	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	国際マクロ経済学特殊研究	2	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○
	Special Studies in International Accounting and Taxation	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	Special Studies in Asian Economics	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	国際イノベーションマネジメント特殊研究	2	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○
	Special Studies in Health Economics	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	Special Studies in Agricultural and Rural Development	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	Special Studies in International Human Resource Management	2	◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎
	人口学特殊研究	2	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○
	比較会社法特殊研究	2	◎	○	○	○	◎	○	○	◎	○
[データ分析科目群] 選択必修	国際経済政策論実証分析演習	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	International Trade Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	Economic Development Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	International Marketing Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	国際マクロ経済学実証分析演習	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	Accounting Information Systems Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	Asian Economics Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	国際イノベーションマネジメント実証分析演習	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	Health Economics Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	Agricultural and Rural Development Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	International Human Resource Management Empirical Study Seminar	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	人口学実証分析演習	2	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	比較会社法実証分析演習	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	上級統計学	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	上級質的データ分析法	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	上級計量経済学	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
	上級計量社会学	2	○	○	○	◎	○	◎	○	◎	○
[アカデミック・スキルズ 科目群] 選択	Academic Reading for Graduate Students	1	○	○	◎	○	◎	○	○	○	◎
	Academic Presentation for Graduate Students	1	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	Data Visualisation and Analysis	1	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎
	Academic Writing for Graduate Students	1	○	○	○	◎	○	◎	○	○	◎

資料2 履修モデル

履修モデル1：経済学分野を主として専攻する学生

		グローバル市民社会科目群	データ分析科目群	アカデミック・スキルズ科目群	研究指導 科目群	合計単 位数
1 年次	前期	・ Special Studies in International Economic Policy ・ Special Studies in International Economics ・ Special Studies in Economic Development ・ 国際マクロ経済学特殊研究	・ 上級統計学	・ Academic Reading for Graduate Students		11
	後期		・ 上級計量経済学 ・ 国際経済政策論実証分析演習 ・ International Trade Empirical Study Seminar ・ Economic Development Empirical Study Seminar ・ 国際マクロ経済学実証分析演習	・ Academic Writing for Graduate Students		11
2 年次	前期	・ Special Studies in Asian Economics		・ Academic Presentation for Graduate Students		3
	後期		・ Asian Economics Empirical Study Seminar	・ Data Visualisation and Analysis	研究指導	5
合計単位数		10	14	4	2	30

履修モデル2：経営学分野を主として専攻する学生

		グローバル市民社会科目群	データ分析科目群	アカデミック・スキルズ科目群	研究指導 科目群	合計単 位数
1 年次	前期	・ Special Studies in International Marketing ・ Special Studies in International Accounting and Taxation	・ 上級質的データ分析法 ・ 上級統計学	・ Academic Reading for Graduate Students		9
	後期	・ 国際イノベーションマネジメント特殊研究 ・ Special Studies in International Human Resource Management	・ International Marketing Empirical Study Seminar ・ Accounting Information Systems Seminar ・ 国際イノベーションマネジメント実証分析演習 ・ International Human Resource Management Empirical Study Seminar	・ Data Visualisation and Analysis		13
2 年次	前期	・ 比較会社法特殊研究		・ Academic Presentation for Graduate Students		3
	後期		・ 比較会社法実証分析演習	・ Academic Writing for Graduate Students	研究指導	5
合計単位数		10	14	4	2	30

履修モデル3：地域研究分野を主として専攻する学生

		グローバル市民社会科目群	データ分析科目群	アカデミック・スキルズ科目群	研究指導 科目群	合計単 位数
1 年次	前期	・ Special Studies in Asian Economics ・ Special Studies in Health Economics ・ 人口学特殊研究 ・ Special Studies in Agricultural and Rural Development	・ 上級質的データ分析法	・ Academic Reading for Graduate Students ・ Academic Presentation for Graduate Students		12
	後期		・ 上級計量社会学 ・ Asian Economics Empirical Study Seminar ・ Health Economics Empirical Study Seminar ・ 人口学実証分析演習	・ Data Visualisation and Analysis		9
2 年次	前期	・ Special Studies in Economic Development	・ 上級統計学	・ Academic Writing for Graduate Students		5
	後期		・ Agricultural and Rural Development Empirical Study Seminar		研究指導	4
合計単位数		10	14	4	2	30

資料3 研究指導スケジュール

年次	月	内容
出願時		指導教授の決定
1 年次前期	4 月	研究計画書を指導教授に提出 指導教授による履修指導・研究指導
1 年次後期	9 月	1 年次前期の学修を踏まえ研究計画書を改訂 指導教授による履修指導・研究指導
2 年次前期	4 月	1 年次の学修を踏まえ研究計画書を改訂 指導教授による履修指導・研究指導
2 年次後期	9 月 1 月 2 月 3 月	修士論文中間報告 修士論文の提出 論文審査・口頭試問 修了認定

1 目的

研究者は、真理を探究する重要性が認知され、学問の自由の下で研究活動における自主性が尊重されている一方、研究活動とその成果が人類、社会、自然環境に与える影響の大きさから、常に高い倫理性が求められる。

本指針は、学習院大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保するための規範として、本学の研究者が遵守すべき事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 「研究者」とは、本学の専任教員及び任期付教員のほか、本学で研究活動に従事する学部生、大学院生及び研究員等をいう。
- (2) 「代諾者」とは、研究の対象となる者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。

3 研究者の基本姿勢

- (1) 研究者は、自らの良心と信念に従って誠実に研究を遂行し、不当な圧力によって研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- (2) 研究者は、当該研究において、生命を尊重し、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、各学会等の倫理規定及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、自らの専門知識、能力・技芸の維持向上のための自己研鑽に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。
- (5) 研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、他の国、地域及び組織における文化、習慣の理解と尊重に努めなければならない。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- (6) 研究者は、自己の研究について、分かりやすく明瞭に説明するよう努めなければならない。
- (7) 本学の教員は、学部生又は大学院生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮しなければならない。

4 研究者の責務

[研究計画の立案]

- (1) 研究者は、研究の実施にあたり、科学的合理性及び倫理的妥当性に配慮して、研究計画を立案しなければならない。

[研究のための情報・データ等の収集]

- (2) 研究者が、研究のための資料、情報、データ等を収集する際には、その目的に適う必要な範囲において行うこととし、学問的かつ倫理的に妥当な方法・手段によらなければならない。

[インフォームド・コンセント]

- (3) 研究者は、研究の対象となる個人や集団（以下「研究対象者」という。）に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護しなければならない。
- (4) 研究者が、人の行動、環境及び心身等に関する個人情報・データ等の提供を研究対象者から受けて研究を行う場合は、研究対象者に対してその目的・方法について十分な説明を行い、同意を得なければならない。
- (5) 研究者は、予見しうる研究対象者への危険性を可能な限り排除するよう努めなければならない。
- (6) 研究者は、研究対象者が子供、障害や疾患を有する人、外国人等であることにより、認知・言語上の問題や文化的背景の違いのために、通常の説明方法では事前の説明への理解が得られず、自由意志による判断が不可能と考える場合は、代諾者に十分な説明を行い、同意を得なければならない。

[個人情報の保護]

- (7) 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさないようにするとともに、法令、関係省庁のガイドラ

イン、学会等の指針、本学の規程等に従い厳重に管理しなければならない。

(8) 研究者は、研究結果の公表の際に、原則として研究対象者について個人を特定できないようにしなければならない。

(9) 前2項の規定については、本人の同意がある場合は、この限りでない。

[研究成果発表の基準]

(10) 研究者は、関係者の権利保護等の合理的な理由により、公表に制約がある場合を除き、研究成果を社会に還元するために公表しなければならない。

(11) 研究者は、研究成果の発表に当たっては、捏造、改ざん等の不正行為をしてはならない。また、他者の知的財産権を侵害してはならない。

[研究費の適正使用]

(12) 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、寄付金等に由来することに常に留意し、研究費を適正に使用しなければならない。

(13) 研究者は、研究費の申請、使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規定及び本学における研究費の使用等に関する規定等を遵守しなければならない。

[他者の研究評価]

(14) 研究者が、審査委員会等の委嘱を受けて他者の研究評価に関わるときは、評価基準、審査要綱等に従い、誠意をもって適切に評価しなければならない。

(15) 研究者は、他者の研究評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該研究に係る機密は、これを保持しなければならない。

5 学長の責務

(1) 学長は、研究者の倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施しなければならない。

(2) 学長は、研究計画が本指針に適合しているか否かについて審査を行うために、人を対象とする研究倫理委員会を設置し、必要に応じて諮問しなければならない。ただし、本学内に当該委員会を設置できない場合には、共同研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査に関する委員会に審査を依頼することによって、これに代えることができる。

(3) 学長は、研究者に本指針に反する行為等の事実の確認がなされたときは、適切な措置を講じなければならない。

(4) 学長は、研究に関して、不正行為の通報並びに不当又は不公平な扱いを受けた者からの苦情及び相談等に対応する措置を講じなければならない。

6 本指針の改正

この指針の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）における、人を対象とする研究（ヒトゲノム・遺伝子解析に係る研究を除く。以下「研究」という。）について、研究遂行上の責務、必要な手続等を定め、研究対象者及びその関係者の尊厳及び人権を尊重するとともに、本学における研究が、倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「人を対象とする研究」とは、人又は人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を研究対象者から収集又は採取して行われる研究活動をいう。ただし、購入等一般的手法で入手可能なものについては、この限りでない。
- 二 「研究者」とは、本学に所属する専任教員及び任期付教員のほか、研究活動に従事する学部生、大学院生及び研究員等、本学で研究活動に従事する全ての者をいう。
- 三 「研究責任者」とは、当該研究の実施責任者をいう。「研究責任者」は、本学の専任教員又は任期付教員とする。ただし、研究実施者が学部生又は大学院生となる場合は、当該学部生又は大学院生の指導教員を「研究責任者」とする。本学において研究を行う場合、必ず「研究責任者」を置かなければならない。
- 四 「研究対象者」とは、研究上の情報又はデータ等を収集する対象となる個人又は集団をいう。

(基本方針)

第3条 研究者は、別に定める「学習院大学研究倫理指針」を遵守しなければならない。

(人を対象とする研究倫理委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、本学に人を対象とする研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、本学において実施する研究について、学長の求めに応じ、研究計画の実施の適否、その他の事項について、審査を行う。

- 2 委員会は、審査の過程において、必要に応じて研究責任者に対し、助言を与え、研究計画を修正させ、その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 委員会は、学長に対し、実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止、その他必要と認める事項について意見を述べることができる。

(委員会の審査事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について研究倫理上の審査を行う。

- 一 研究責任者から申請された研究実施計画に係る事項
- 二 その他研究上の倫理に関する事項

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（研究支援センター担当）
 - 二 各学部及び法務研究科より1名ずつ選出された者 6名
 - 三 学外の医学・医療・自然科学系有識者、倫理学・法律学等人文・社会科学系有識者又は研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者で学長が指名する者 1名以上
 - 四 その他学長が認めた者
- 2 委員会は、前項に定める8名以上の委員で構成し、男女両性で構成するよう努めるものとする。
 - 3 委員の委嘱は、学長が行う。
 - 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は、副学長とし、学長が委嘱する。副委員長は、

委員の中から委員長が指名する。

- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 8 委員会は、原則として非公開とする。

(委員会の定足数及び議決)

第8条 委員会は、過半数の委員が出席し、かつ、前条第1項第3号に規定する委員1名以上の出席がなければ、開くことができない。

- 2 審査の判定は、出席委員の全会一致を原則とする。ただし、これによることが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の合意により決するものとする。
- 3 委員のうち審査の対象となる研究の実施に携わる者は、委員会の審査に参加することができない。(申請手続等)

第9条 研究責任者は、研究計画について審査を申請する場合には、研究倫理審査申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、研究倫理審査申請書を受理したときは委員会に諮問するものとする。
- 3 委員会は、第3条に留意して審査し、判定を行うものとする。
- 4 審査の判定区分は、次のとおりとする。
 - 一 承認 研究計画の実施は適当と判断する場合
 - 二 条件付承認 研究計画を一部修正することを条件として、実施は適当と判断する場合
 - 三 不承認 研究計画の実施は不適当と判断する場合
 - 四 非該当 研究計画が委員会の審査対象とならない場合
- 5 委員会は、必要に応じて申請者等の関係者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

(迅速審査)

第10条 委員会は、審査を行う研究が次の各号のいずれかに該当すると委員長が認める場合は、第8条の規定にかかわらず、委員長が指名する委員2名による審査(以下「迅速審査」という。)によることができる。

- 一 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会等の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合
 - 二 当該研究の全体について、当該研究者の所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会等の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合
 - 三 研究計画書の軽微な変更に関するもの
 - 四 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの
 - 五 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの
 - 六 既に委員会において承認された研究計画に準じている研究
- 2 迅速審査は、申請書の記載事項について、原則として合議により行う。
 - 3 迅速審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。
 - 4 迅速審査において不承認となった研究は、委員会で審査を行う。

(迅速審査における簡略審査)

第11条 迅速審査により審査する研究のうち、次の各号のいずれかに該当する研究は、迅速審査の手続を簡略化した簡略審査によることができる。ただし、前条第1項第2号に該当し、当該意見が予め委員会が承認した基準に基づく意見であると委員長が判断した場合は、委員長の判断をもって、簡略審査の承認に代えることができる。

- 一 前条第1項第1号、第3号又は第6号に該当する研究
- 二 研究対象者に対し、申請者の研究計画を十分に理解させ、当該の研究対象事項について同意を得る手続が確保されている研究
- 三 次に掲げる要件を全て満たしている研究
 - ア 研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない研究計画(日常生活で被りうる身体的、心理的又は社会的危害の限度を超えない危険であって、社会的に許容されるもの)
 - イ 学部又は研究科の審査において、研究計画が研究倫理上適当の旨の意見を得ているもの

- 2 簡略審査は、申請書の記載事項の確認をもって行う。
- 3 簡略審査の結果は、委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。
- 4 簡略審査において、不承認となった研究は、迅速審査により審査を行う。

(審査結果の通知)

第12条 委員長は、委員会の審査終了後速やかに、審査結果報告書により学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けて、研究実施の承認又は不承認等について、審査結果通知書により研究責任者に通知する。

(異議の申し立て及び再審査)

第13条 研究責任者は、次の各号のいずれかの場合において、それらの決定に不服がある時は、その通知のあった日から起算して30日以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

- 一 第9条第4項第2号 条件付承認の場合
 - 二 第9条第4項第3号 不承認の場合
 - 三 その他研究方法の修正又は研究の中止若しくは一時停止を勧告された場合
- 2 学長は、前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、理由を付して委員会に再審査を諮問するものとする。
 - 3 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、理由を付して不服審査委員会に再審査を求めることができる。なお、不服審査委員会については、別に定める。

(研究計画の変更)

第14条 研究責任者は、承認された研究計画等を変更しようとするときは、研究計画変更申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の変更申請書が提出された場合、学長は、委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に審査を諮問するものとする。

(実施研究の終了・報告)

第15条 研究責任者は、承認された研究を終了した時又は本学を退職する時には研究倫理実施結果報告書により、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(審査の特例)

第16条 学長は、当該審査が緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後、速やかに委員会に報告しなければならない。

(委員会資料の保管)

第17条 委員会が審査を行った研究計画書に関する審査資料の保存期間は、当該研究の終了又は中止について報告された日から5年とする。

- 2 審査資料は、原則として非公開とする。

(規程の改正)

第18条 この規程の改正は、委員会の意見を聴き、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、学長室研究支援センターが担当する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正 平成19年4月1日
平成29年4月1日

平成21年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）において行われる「ヒトゲノム由来の試料を用いる遺伝子解析研究」について、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「倫理指針」という。）に沿って審査が行われ、また、「脳サンプル及び患者由来の組織を用いる研究」について倫理指針に準じて審査が行われ、研究が適正に実施されるための指針を与えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に関する用語の定義については、倫理指針及びその細則に定めるところによる。

(対象)

第3条 この規程は、提供者又は代諾者へ十分な説明をし、それらの者の自由意思による同意（インフォームド・コンセント）に基づき匿名化されたヒトゲノム由来の試料、脳サンプル及び患者由来の組織について、その解析が本学において行われるものを対象とする。

第2章 職務及び組織

(学長の職務)

第4条 学長は、第10条に規定する研究責任者が行う「ヒトゲノム由来の試料を用いる遺伝子解析研究並びに脳サンプル及び患者由来の組織を用いる研究」（以下「ヒトゲノム研究」という。）において、提供者等の人権を最大限保護し、ヒトゲノム研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

2 学長は、ヒトゲノム研究に関して、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- 一 提供者の個人情報を保護するため、第12条に規定する個人情報管理者を任命し、個人情報漏えい防止のための十分な措置を講じること。
- 二 ヒトゲノム研究の研究責任者から申請のあった研究計画の実施の可否等を審査するため、その諮問機関として次条に規定する倫理審査委員会を設置し、その委員を任命すること。
- 三 全ての研究計画又はその変更について、倫理審査委員会の意見を尊重し、許可するか否かの決定を行うこと。
- 四 前号において、倫理審査委員会から不承認の決定が出た場合には、ヒトゲノム研究の実施を許可してはならないこと。
- 五 第3号において承認を与えたヒトゲノム研究に対し、研究責任者から1年に1回以上の定期的な報告を受けるほか、外部の有識者による定期的な実地調査を1年に1回以上行い、その結果を個人情報管理者及び倫理審査委員会に報告し、その結果に基づき必要が生じた場合にはヒトゲノム研究の変更又は中止を命じること。
- 六 提供者等からの苦情や問合せに適切に対応するための窓口を設置するとともに、必要に応じ、提供者等への適切な遺伝カウンセリングを実施するための体制を整備すること。
- 七 ヒトゲノム研究に関する規程の制定及び改廃を行うこと。

(倫理審査委員会の設置)

第5条 本学に、ヒトゲノム研究の実施の可否等を審査するための諮問機関として、学習院大学ヒトゲノム研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）を置く。

(倫理審査委員会)

第6条 倫理審査委員会は、学長からの諮問を受け、ヒトゲノム研究の研究責任者から申請のあった研究計画について次の各号に掲げる事項を審議し、これらの事項に関して学長に対し意見を述べるとともに、研究責任者に審議結果を通知し、必要に応じて倫理審査承認証を発行する。

- 一 研究内容の倫理的観点及び科学的観点からの研究計画実施の適否
- 二 研究対象となる個人又は提供者等の人権擁護に対する配慮

三 研究により生じる当該個人及び提供者等への不利益及び危険性に対する配慮

四 試料・情報が提供された際のインフォームド・コンセントに関する書類及び試料・情報の匿名化の方法

(倫理審査委員会の構成等)

第7条 倫理審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、男女両性で構成されなければならない。

2 委員長は、委員の互選による。

(倫理審査委員会の委員)

第8条 委員は、次の各号に掲げる者に学長が委嘱するものとし、研究申請者及びその研究担当者等の関係者は委員となることはできない。

一 生命科学関係の研究者を含む理学部教授又は准教授 4名

二 倫理・法律を含む人文・社会科学系の教授又は准教授 法・経・文・国際社会科学部から各1名

三 学外の人文・社会科学系有識者又は一般の立場の人及び自然科学系有識者 各1名

(倫理審査委員会の委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究責任者)

第10条 ヒトゲノム研究を実施するに当たり、その研究に係る業務を統括する者を研究責任者とする。

2 研究責任者は、ヒトゲノム研究の有用性及び限界並びに生命倫理について十分な知識を有しなければならない。

(研究責任者の責務)

第11条 研究責任者は、次の各号に掲げる責務を負う。

一 ヒトゲノム研究の実施に当たってあらかじめ研究計画書を作成し、学長にその実施の承認を受けること。研究計画書を変更する場合も同様の手続を取ること。

二 研究計画書の作成に当たり、実施しようとするヒトゲノム研究に伴い提供者等に予想される様々な影響等を踏まえ、研究の必要性、提供者等の不利益を防止するための研究方法等を十分考慮すること。

三 外部の機関から提供された試料・情報を用いて研究を行おうとする場合には、その外部の機関において試料・情報が提供された際にインフォームド・コンセントに関する手続及び試料・情報の匿名化が適切に行われたか否かを確認し、それらに関する文書を整備すること。

四 学内において試料・情報を得て研究を行おうとする場合には、その試料・情報の提供が善意に基づくものであることを十分に認識した上で、試料・情報の提供を受けるに当たり、第15条に規定するインフォームド・コンセントに関する手続を厳格に行った上で、さらに個人情報管理者に試料・情報の匿名化を依頼すること、また、試料・情報を将来的にも使用する可能性のあることを提供者との間で合意を得ること。

五 提供者等又はその代諾者からインフォームド・コンセントの撤回の申出があった場合には、原則として当該提供者等に係る試料・情報及び研究結果を匿名化して廃棄すること。

六 許可された研究計画書に盛り込まれた事項が、全ての研究担当者によって適切に実施されるよう監督すること。

七 ヒトゲノム研究の実施状況について、学長に1年に1回以上文書で報告するとともに、外部の有識者による実地調査に際し、適切に対応すること。

八 ヒトゲノム研究の進捗状況及び結果について、提供者等からその開示を求められた場合には、分かりやすく説明し、公表すること。

(個人情報管理者)

第12条 提供者等の個人情報漏えいしないように、研究責任者及び研究担当者を適切に監督し、管理するために個人情報管理者を置く。

2 個人情報管理者は、法律により業務上知り得た秘密の漏えいを禁じられている者でなければならない。

3 必要に応じ、指揮命令系統を明確にした上で、分担管理者を置くことができる。

(個人情報管理者等の責務)

第13条 個人情報管理者又は分担管理者は、次の各号に掲げる責務を負う。

- 一 研究責任者からの依頼に基づき、ヒトゲノム研究の実施前に、匿名化されていない試料・情報を匿名化すること。
- 二 個人情報が含まれている試料・情報が漏えいしないよう、厳密に管理すること。

第3章 研究計画の申請、審査及び許可手続

(審査基準)

第14条 倫理審査委員会が研究計画について審議する場合の基準は、倫理指針及びその細則に定めるところによる。

(インフォームド・コンセント)

第15条 学内において試料・情報の提供を受けるに当たっては、研究責任者は、次の各号に掲げる点に留意するとともに、その手続を厳密に行わなければならない。

- 一 研究責任者は、試料・情報の提供の依頼を受ける人を、不合理、不当又は不公平な方法で選んではない。
- 二 研究責任者は、提供者に対して、ヒトゲノム研究の実施前にその研究の意義、目的、方法及び予測される結果、提供者が被る可能性のある不利益、遺伝情報の開示の方針、試料・情報の保存及び使用方法、将来的に他のヒトゲノム研究に利用される可能性並びに匿名化を含めた個人情報の管理方法について、研究計画書を交付して十分な説明を行い、提供者の理解を得た上で、自由意思に基づく文書による同意（インフォームド・コンセント）を受けて、試料・情報の提供を受けなければならない。その際、提供者が単一遺伝子疾患等である場合には、遺伝カウンセリングの利用に関する情報を含めて説明を行うとともに、必要に応じて遺伝カウンセリングの機会を提供しなければならない。
- 三 研究責任者は、提供者本人から前号によるインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合には、その実施しようとしている研究の重要性が高く、かつ、その人からの試料・情報の提供を受けなければ研究が成り立たないと倫理審査委員会が承認し、学長が許可した場合に限り、提供者本人の代諾者からのインフォームド・コンセントを受けることができる。
- 四 提供者等又はその代諾者は、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく文書により撤回することができ、その場合には、研究責任者は、原則として、当該提供者に係る試料・情報及び研究結果を匿名化して廃棄しなければならない。

(匿名化された試料・情報)

第16条 研究責任者は、匿名化されていない試料・情報、あるいは匿名化されていることが確認できない試料・情報の提供を受けてはならない。ただし、その実施しようとしている研究の重要性が高く、かつ、それらの試料・情報を受けなければ研究が成り立たないと倫理審査委員会が承認し、学長が許可した場合に限り、それらの試料・情報の提供を受けることができる。その場合にあっては、研究計画者からの依頼に基づき、個人情報管理者又は分担管理者が匿名化を行うとともに、その個人情報漏えい防止のための十分な措置を講じなければならない。

(申請手続)

第17条 研究責任者は、ヒトゲノム研究を行うに当たり、次の各号に基づく申請を学長に行い、承認を受けなければならない。

- 一 研究責任者は、提供者への配慮、試料・情報の匿名化、個人情報の漏えいの防止等倫理的配慮を踏まえ、さらに科学的観点から研究の必要性及び意義を考慮し、別に定める研究申請書及び研究計画書類を学長に提出するものとする。研究計画を変更する場合も同様とする。
- 二 研究責任者は、申請に当たり、試料・情報の提供を受けた際に提出されたインフォームド・コンセント及び試料・情報の匿名化に関する文書を添付しなければならない。

(倫理審査委員会への諮問)

第18条 学長は、申請のあった研究計画について倫理審査委員会に諮問するものとする。

(倫理審査委員会の運営、定足数及び議決)

第19条 学長の諮問によって開かれる倫理審査委員会の運営は、次の各号に定めるところによる。

- 一 倫理審査委員会は、研究計画書が提出された後、招集され、また必要に応じて開催されるものとする。
- 二 倫理審査委員会は、学外の有識者及び人文・社会科学系の委員を含む過半数の出席をもって成立する。

三 審査に当たり、申請者は倫理審査委員会の求めに応じて、申請内容の説明及び審査会からの質疑に対する応答ができるものとするが、審査における討議及び判定に加わることはできない。

四 審査の判定は、出席委員の過半数の合意を原則とする。

五 判定は、以下のように表示するものとする。

ア 承認

イ 条件付き承認

ウ 不承認

エ 該当せず

六 審査は、原則として倫理審査委員会を開催のうえ行うが、研究計画の軽微な変更及び追加の場合には、倫理審査委員会の決定により、委員長があらかじめ指名した人文・社会科学系の委員を含む複数の委員による迅速審査又は全ての委員による回覧審査をもって判定できるものとし、次期開催の倫理審査委員会にて委員長が報告するものとする。

七 倫理審査委員会における審査の経過及び判定結果は、議事録として5年間保存する。

八 倫理審査委員会の組織、委員の氏名、判定結果等の議事録は原則として公開とするが、提供者等の人権、研究の独創性、知的財産等の保護に支障が生じる恐れのある場合には、倫理審査委員会の決定により非公開とすることができる。

(学長の承認及び通知)

第20条 学長は、倫理審査委員会の審査結果により、当該研究計画の実施について承認を与えるか否かの決定を行い、倫理審査委員長を通じて、審査結果を別に定める審査結果報告書により研究申請者に通知するものとする。

(研究計画の改善の勧告、変更及び承認の取消し)

第21条 学長は、外部の有識者による実地調査の結果に基づく倫理審査委員の勧告により、前条の規定をもって承認を与えた研究計画に問題が生じた場合には、倫理審査委員会の審議を経て、研究責任者へ研究計画の改善の勧告を行い、研究計画の変更又は取消しを命じることができる。

(研究の終了)

第22条 研究責任者は、当該研究が終了又は中止したときは、別に定める報告書により学長に報告するものとする。

第4章 遺伝情報の開示、試料・情報の保存及び廃棄

(遺伝情報の開示)

第23条 インフォームド・コンセントを受け匿名化された試料・情報を用いて実施されたヒトゲノム研究によって得られた遺伝情報については、個々の提供者を特定できない形で、原則として、公開できるものとする。ただし、提供者等がインフォームド・コンセントを撤回した場合には、当該提供者に関する遺伝情報の解析結果を公開してはならない。

(試料・情報の保存)

第24条 本学内で試料・情報を保存する場合には、研究責任者は、提供者等又は代諾者の同意事項を遵守し、研究計画書に定められた方法に従わなければならない。

(試料・情報の廃棄)

第25条 試料・情報の保存期間が研究計画書に定めた期間を過ぎた場合又は当該研究を終了若しくは中止した場合には、研究責任者は、提供者等又は代諾者の同意事項を遵守し、試料・情報を匿名化して廃棄しなければならない。

第5章 雑則

(既存試料・情報の取扱い)

第26条 外部の機関から提供を受けた既存試料・情報については、次の各号に掲げる場合を除き、新たに提供者等又は代諾者からのインフォームド・コンセントを得ない限り、ヒトゲノム研究に利用してはならない。

一 提供者からの試料・情報が連結不可能匿名化されていることにより、提供者等に危険や不利益が及ぶ可能性がないとの条件に基づき、倫理審査委員会がその利用を承認し、学長により許可された場合。

二 提供者からの試料・情報が連結可能匿名化されており、かつ、ヒトゲノム研究により提供者等に危険や不利益が及ぶ可能性が極めて少なく、研究に高度の有用性が認められ、他の方法では研

究の実施が不可能であり、併せて提供者等に問合せ及び試料・情報の研究への利用を拒否する機会を保障するための措置が講じられているとの条件に基づき、倫理審査委員会がその利用を承認し、学長により許可された場合。

(秘密を守る義務)

第27条 この規程の運用に携わる者は、提供者等の人権を最大限保護し、その個人情報漏えい防止のため、秘密を守らなければならない。

(海外との共同研究)

第28条 海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同研究を行う相手国においても試料・情報の提供及びヒトゲノム研究に際して人間の尊厳及び人権が尊重されていることに十分留意して行わなければならない。

2 海外の研究機関と共同研究を実施する際は、共同研究を行う相手国で定める法令及び指針等を遵守しつつ、原則としてこの規程及び倫理指針に従って研究を行うものとする。

(庶務)

第29条 倫理審査委員会にかかる庶務は、理学部事務室において担当する。

(細則)

第30条 この規程の運用に関する事項は、原則として、倫理指針及びその細則に従い、倫理審査委員会の議を経て学長が定める。

(改正)

第31条 この規程の改正は、学長が、倫理審査委員会の意見を聴き、大学協議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

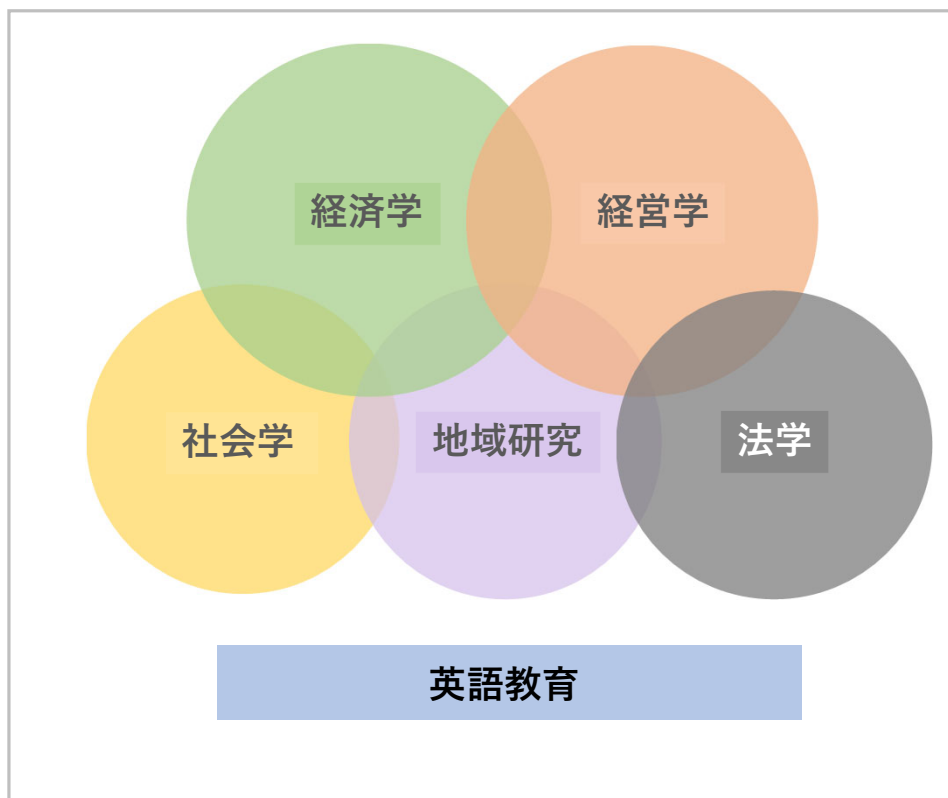
附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

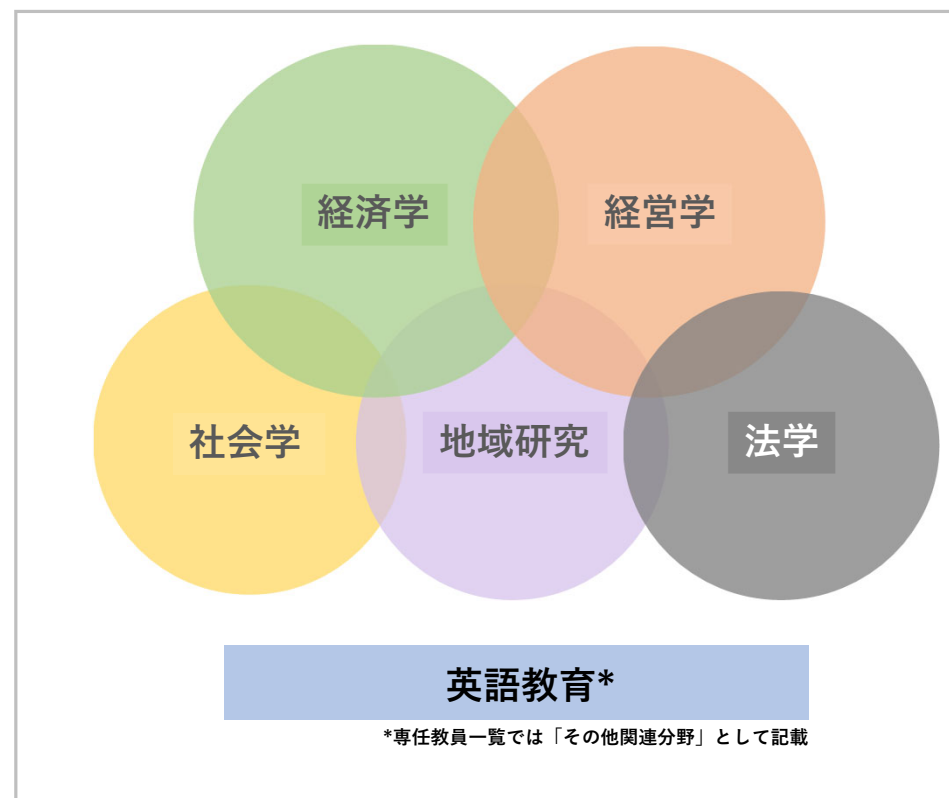
附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

国際社会科学部



国際社会科学研究科



基礎となる学部との関係

教員：国際社会科学研究科の専任教員は、国際社会科学部の基幹教員によって構成される。

領域：柱となる教育研究領域は、国際社会科学部と国際社会科学研究科で同一である。

特徴：国際社会科学部では英語運用能力を涵養しつつ、社会科学に関する一定程度の専門知識の習得を目指す一方、国際社会科学部研究科では社会科学に関する高度な専門知識とデータ分析方法を習得し、研究成果を英語で論文にまとめ、国際学会での報告や国際的な学術誌へ投稿することを教育研究活動の中核としている。

昭和32年2月1日
施行

改正	昭和55年10月31日	平成3年4月1日
	平成4年4月1日	平成5年4月1日
	平成10年1月1日	平成10年4月1日
	平成13年5月29日	令和6年4月1日

第1条 本院専任の教職員は、次の年齢をもって停年とする。

- 一 大学及び女子大学の教員は70歳
- 二 高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の教員は65歳
- 三 職員は65歳

第2条 停年退職は、停年に達した日の属する年度の年度末とする。

第3条 教職員が停年に達したときは、停年退職確認届を院長に提出するものとする。

第4条 大学長、女子大学長、高等科長、女子高等科長、中等科長、女子中等科長、初等科長及び幼稚園長の職にある者については、例外の取扱いをすることができる。

第5条 教員の選択停年制については、別に定める。

附 則

- 1 本規程は、昭和32年2月1日より施行する。
- 2 昭和32年3月31日までに停年に達する者についてはその退職は昭和33年3月31日とする。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年10月31日から施行する。
- 2 この規程施行の日に女子短期大学に在職する教員のうち、昭和56年3月31日までに65歳に達する者の停年は、第1条第1号の規定にかかわらず、67歳とする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

基本情報

（表1）組織・設備等

施設・設備等	校地等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考		
		校舎敷地面積		—	82,289.42 m ²	3321.53 m ²	10,578.03 m ²	96,189 m ²			
		運 動 場 用 地		—	21,716.00 m ²	17,588.00 m ²	10,609.00 m ²	49,913 m ²			
		校地面積計		82,300.00 m ²	104,005.42 m ²	20,909.53 m ²	21187.03 m ²	146,101.98 m ²			
		その他		—	49,362.96 m ²	0.00 m ²	8040.97 m ²	57,403.93 m ²			
	校舎等	教員研究室	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計		
			校舎面積計		39,235.35 m ²	115,789.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	115789.00 m ²		
			教員研究室	学部・研究科等の名称		室 数					
				法学部		39 室					
				経済学部		36 室					
				文学部		80 室					
				理学部		38 室					
				国際社会科学部		18 室					
				法学研究科		0 室					
				政治学研究科		0 室					
				経済学研究科		0 室					
				経営学研究科		0 室					
				人文科学研究科		0 室					
				自然科学研究科		0 室					
				法務研究科		14 室					
				スポーツ・健康科学センター		6 室					
				計算機センター		5 室					
				外国語教育研究センター		15 室					
				東洋文化研究所		0 室					
				史料館		0 室					
国際センター		2 室									
教職課程		0 室									
学芸員課程		0 室									
教室等施設	区 分		講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	目白キャンパス教室等施設		91 室	39 室	104 室	12 室	6 室				

図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数	
	大学図書館	8489.46 m ²	657 席	
	法経図書センター	6361.00 m ²	664 席	
	文学部学科図書室	3058.52 m ²	461 席	
	理学部図書室	562.30 m ²	67 席	
	史料館	231.69 m ²	6 席	
	計算機センター	0 m ²	0 席	
	東洋文化研究所	181.70 m ²	20 席	
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕
	大学図書館	859,030〔340,004〕冊	19,906〔8,293〕種	10,088〔10,068〕種
	法経図書センター	471,264〔78,851〕冊	10,003〔1,583〕種	14,599〔14,502〕種
	文学部学科図書室	523,396〔260,646〕冊	8,533〔2,701〕種	2,190〔2,187〕種
	理学部図書室	70,284〔52,498〕冊	887〔723〕種	697〔686〕種
	史料館	45,234〔823〕冊	476〔15〕種	0〔0〕種
	計算機センター	112〔17〕冊	0〔0〕種	0〔0〕種
	東洋文化研究所	35,009〔3,161〕冊	468〔49〕種	4〔4〕種
	計	2,004,329〔736,000〕	40,273〔13,364〕	27,578〔27,447〕
体育館		面積		
目白キャンパス		2,060.93 m ²		

資料10 教室稼働率

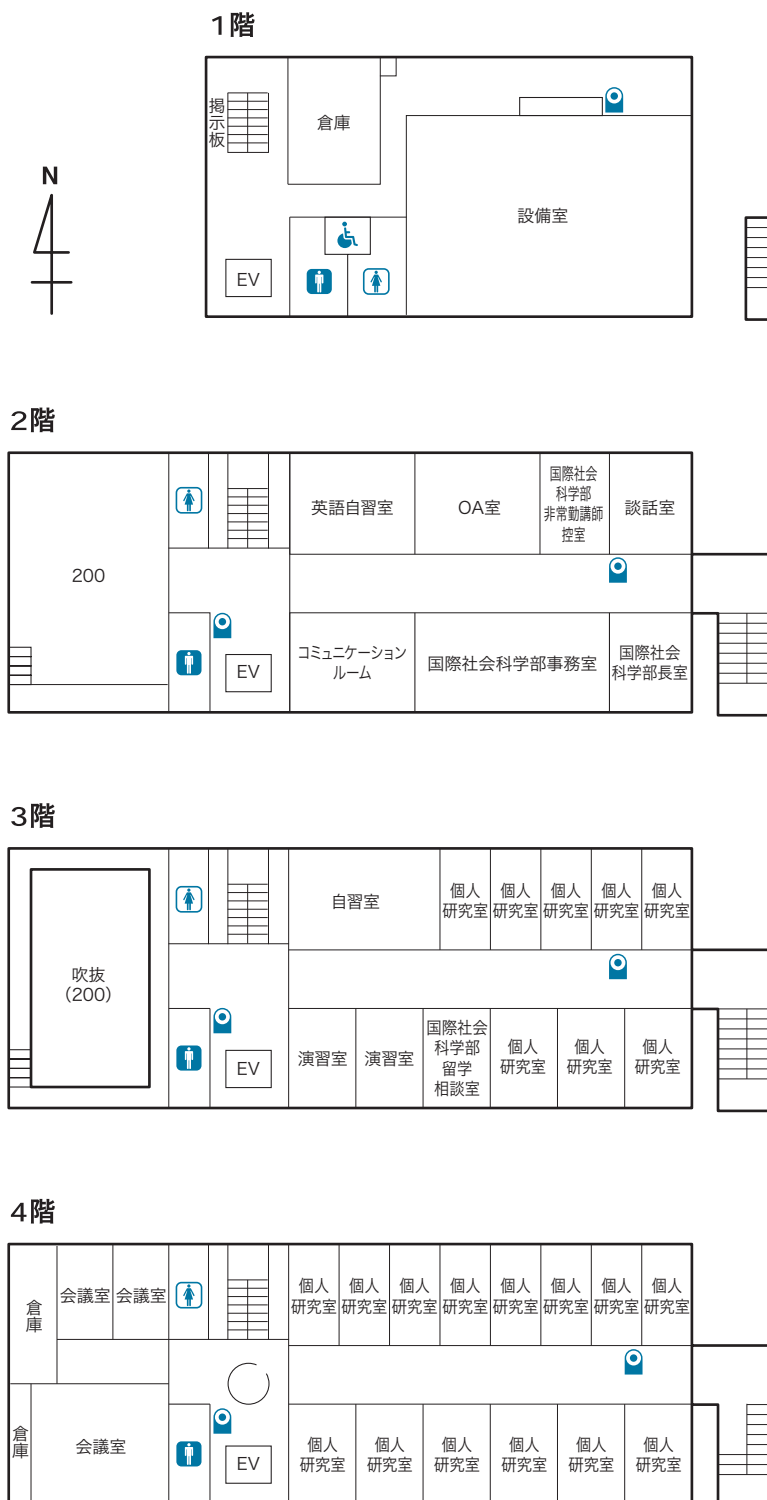
教務管理教室126室に対する各曜日時限の講義の使用割合

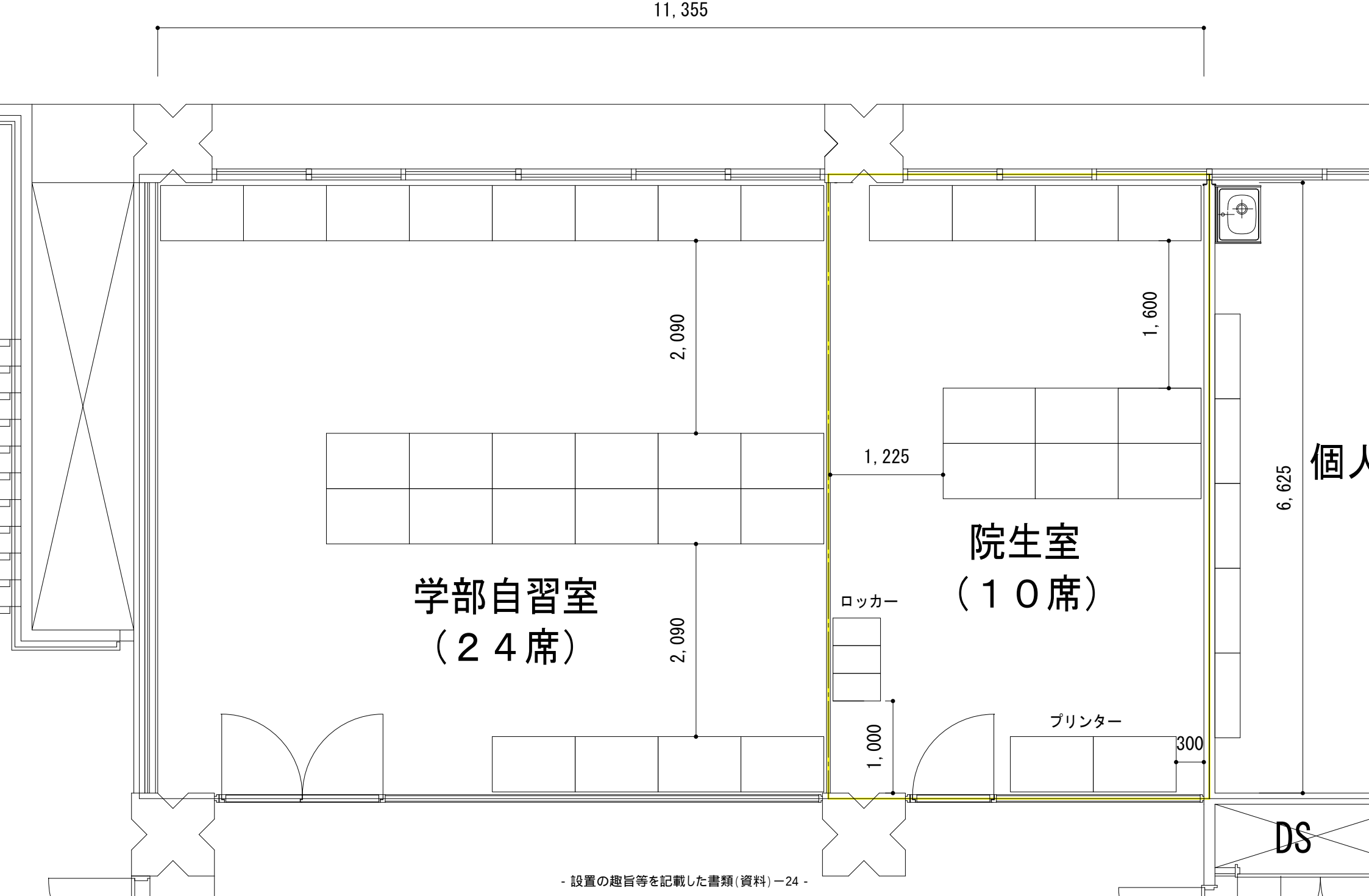
(使用率80%以上の列に色付け) ※2024年度実績

	講義数 1学期	講義数 2学期	使用率％ 1学期	使用率％ 2学期
月曜日	485	479		
1 時限	58	57	46%	45%
2 時限	126	124	100%	98%
3 時限	132	129	104%	102%
4 時限	107	106	84%	84%
5 時限	58	60	46%	47%
6 時限	4	3	3%	2%
火曜日	441	448	0%	0%
1 時限	92	87	73%	69%
2 時限	139	143	110%	113%
3 時限	106	107	84%	84%
4 時限	65	66	51%	52%
5 時限	39	45	30%	35%
水曜日	501	485	0%	0%
1 時限	81	75	64%	59%
2 時限	131	121	103%	96%
3 時限	112	122	88%	96%
4 時限	114	118	90%	93%
5 時限	57	48	45%	38%
6 時限	6	1	4%	0%
木曜日	499	489	0%	0%
1 時限	75	76	59%	60%
2 時限	130	125	103%	99%
3 時限	119	121	94%	96%
4 時限	117	112	92%	88%
5 時限	57	54	45%	42%
6 時限	1	1	0%	0%
金曜日	421	417	0%	0%
1 時限	62	66	49%	52%
2 時限	119	119	94%	94%
3 時限	107	111	84%	88%
4 時限	87	80	69%	63%
5 時限	44	40	34%	31%
6 時限	2	1	1%	0%
土曜日	88	78	0%	0%
1 時限	37	34	29%	26%
2 時限	47	40	37%	31%
3 時限	2	2	1%	1%
4 時限	2	2	1%	1%

総計 2435 2396

南2号館(国際社会科学部研究棟)





洋雑誌

項番	資料形態	タイトル	出版社/提供元
1	冊子+電子	Asia Pacific Viewpoint	John Wiley & Sons Ltd.
2	冊子+電子	Asian-Pacific Economic Literature	John Wiley & Sons Ltd.
3	電子	B.E. Journal of Macroeconomics	de Gruyter
4	冊子+電子	Contemporary Southeast Asia	ISEAS - Yusof Ishak Institute
5	電子	Corpora	Edinburgh University Press
6	電子	Corpus Linguistics and Linguistic Theory	de Gruyter
7	電子	Educational Researcher	Sage Publications Ltd.
8	電子	Family Relations	John Wiley & Sons Ltd.
9	電子	International Finance	John Wiley & Sons Ltd.
10	電子	International Journal of Corpus Linguistics	John Benjamins Publishing Co.
11	冊子+電子	International Journal of Cross Cultural Management	Sage Publications Ltd.
12	電子	International Journal of Learner Corpus Research	John Benjamins Publishing Co.
13	電子	International Migration Review	Sage Publications Ltd.
14	電子	Journal of Agrarian Change	John Wiley & Sons Ltd.
15	電子	Journal of Applied Corporate Finance	John Wiley & Sons Ltd.
16	電子	Journal of Contemporary Asia	Taylor & Francis Limited
17	電子	Journal of Empirical Legal Studies	John Wiley & Sons Ltd.
18	電子	Journal of European Economic Association	Oxford University Press
19	電子	Journal of Family Theory & Review	John Wiley & Sons Ltd.
20	電子	Journal of Financial Econometrics	Oxford University Press
21	電子	Journal of Hospitality and Tourism Management	Elsevier
22	電子	Journal of Marriage & Family	John Wiley & Sons Ltd.
23	冊子+電子	Journal of Southeast Asian Economies	ISEAS - Yusof Ishak Institute
24	冊子	M & A Lawyer	Thomson Legal & Regulatory
25	電子	Macroeconomic Dynamics	Cambridge University Press
26	冊子+電子	Modern English Teacher	Pavilion Pub and Media Ltd.
27	電子	Pacific Economic Review	John Wiley & Sons Ltd.
28	電子	Population and Development Review	John Wiley & Sons Ltd.
29	電子	Real Estate Economics	John Wiley & Sons Ltd.
30	電子	Review of Finance	Oxford University Press
31	電子	Singapore Journal of Tropical Geography	John Wiley & Sons Ltd.
32	冊子	System	Pergamon Press Plc.
33	電子	World Bank Economic Review	Oxford University Press

データベース

項番	資料名	提供元
1	Refinitiv Eikon (旧 : THOMSON REUTERS EIKON)	THOMSON REUTERS
2	日経NEEDS-FinancialQUEST	日本経済新聞社
3	Orbis All Companies + Orbis M&A	Moody's Analytics
4	レコフM&Aデータベース	レコフデータ
5	CNKI (経済・管理分野)	東方書店
6	Tax News Analysis	International Bureau of Fiscal Documentation

資料14 公開情報

項目	掲載内容	URL
ア	大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること	「3. 3つのポリシー（DP・CP・AP）」に教育研究上の目的及び3つのポリシーを掲載している。 https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/policy/
イ	教育研究上の基本組織に関すること	「Faculty」に5学部17学科の情報を、「Graduate School」に7研究科に情報を掲載している。 https://www.univ.gakushuin.ac.jp/academics/
ウ	教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	「1. 教育研究上の基礎的な情報」⇒「（4）専任教員数」に専任・兼任教員数を掲載している。 「2. 修学上の情報等」⇒「（1）教員組織、各教員が有する学位及び業績」に以下の情報を掲載している。 ・大学組織図 ・教員組織 ・各教員が有する学位及び業績（学習院大学研究者業績データベース） https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
エ	入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	「2. 修学上の情報等」⇒「（2）アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、収容定員、入学者数、在学者数、入学者選抜状況の推移、卒業生数・修了者数、卒業後の進路等」に以下の情報を掲載している。 ・アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） ・収容定員、入学者数、在学者数 ・編入学者数 ・学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者数の推移 ・学部の卒業生数、卒業率 ・大学院学位授与者数 ・進学者数、就職者数 ・留学生の進学者数、就職者数 ・留年者数・率、退学者数・率 https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
オ	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	「2. 修学上の情報等」⇒「（3）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）」に以下の情報を掲載している。 ・開講科目一覧 ・授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要） https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
カ	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	「2. 修学上の情報等」⇒「（4）学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）」に以下の情報を掲載している。 ・学修の成果に係る評価（シラバス「成績評価の方法・基準」参照） ・卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数）（履修要覧） ・取得可能学位 https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/

資料14 公開情報

項目	掲載内容	URL	
キ	校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	「1. 教育研究上の基礎的な情報」⇒「（５）校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境」に以下の情報を掲載している。 ・キャンパス概要、運動施設概要（キャンパスマップ1） ・キャンパス概要、運動施設概要（キャンパスマップ2） ・キャンパス概要、運動施設概要（校地・校舎、運動施設、教室等の面積） ・その他の学習環境（図書館） ・蔵書数・利用状況（図書館） ・その他の学習環境（スポーツ・健康科学センター、史料館、外国語教育研究センター、東洋文化研究所、計算機センター） ・その他の学習環境（学部・大学院に所属する附置研究施設、さくらアカデミー） ・その他の学習環境（校外施設） ・主な交通手段 ・耐震化率・耐震化完了計画	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
ク	授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	「1. 教育研究上の基礎的な情報」⇒「（６）納付金（入学金・授業料等）、その他の大学等が徴収する費用」に以下の情報を掲載している。 ・学費一覧	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
ケ	大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	「2. 修学上の情報等」⇒「（５）学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援」に以下の情報を掲載している。 ・学費に係る支援（奨学金） ・奨学金の給付・貸与状況 ・進路選択に係る支援（キャリアセンター） ・心身の健康に係る支援（学生相談室） ・心身の健康に係る支援（保健センター） ・学習に係る支援（ラーニング・サポートセンター）	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
コ	その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報）	「2. 修学上の情報等」⇒「（７）教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」に以下の情報を掲載している。 ・カリキュラムマップ ・科目ごとの目標（シラバス「到達目標」参照）	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/
コ	その他（学則等各種規程）	「学習院大学学則・大学院学則・専門職大学院学則・学位規程・諸規程について」に以下の情報を掲載している。 ・学習院大学学則、大学院学則、専門職大学院学則 ・学習院大学学位規程 ・諸規程 ・諸規程（奨学金） ・諸規程（学生生活・課外活動）	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/regulation/
コ	その他（設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書）	「4. 学部・学科の設置」に関係書類を掲載している。	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/disclosure/

資料14 公開情報

項目	掲載内容	URL
コ その他（自己点検・評価報告書）	「点検・評価活動」に自己点検・評価報告書及び外部評価委員会の議事概要を掲載している。	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/external_evaluation/
コ その他（認証評価の結果）	「大学評価（認証評価）」に大学評価（認証評価）結果を掲載している。	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/evaluation/
専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況	「教育課程連携協議会」に同協議会の活動状況を掲載している。	https://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-law/lawschool/about/evaluation.html
学位論文に係る評価に当たっての基準	「13. 学位論文等審査基準（大学院）」に、各研究科における修士及び博士の学位授与に関する学位論文等審査基準、特定課題研究の審査基準を掲載している。	https://www.univ.gakushuin.ac.jp/about/policy/